

**年金生活者等支援
臨時福祉給付金**

支給対象者には、申請書類を郵送していただきますが、次の要件すべてにあてはまる方で、まだ申請書類が届いていない方は、お問い合わせください。

支給対象者の要件

*すべてに該当する方が対象です。
▽平成27年1月1日に五所川原市に住民登録がある。

▽平成27年度臨時福祉給付金（6000円）の支給対象者である。

▽平成28年度中に65歳以上になる。

▽平成27年度市・県民税が課税されていない。

▽課税者に扶養されていない。

▽生活保護制度の被保護者となっていない。

*支給金額は、対象者1人につき3万円です。

*受付期間は、7月29日(金)で終了となります。早めの申請をお願いします。

*詳細は、市ホームページにも掲載しています。

問 年金生活者等支援臨時福祉給付金窓口

Tel(33)2125

FAX(33)2130

**パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します
第2次五所川原市食育・地産地消推進計画（案）**

私たちが心身の健康を保ち、生涯にわたり生き生きと暮らすために「食」は欠かせないものですが、近年、日々の忙しい生活を過ごす中で食をめぐる様々な問題が生じています。この計画は、市民一人一人が健全で豊かな食生活が送れるよう、食について自ら考える習慣を身につける健康の向上につながるバランスのとれた食生活を実践するとともに、豊かな食文化の継承と発展、環境と調和のとれた食料生産と消費を推進するものです。

公表・意見募集期間 6月6日(月)～7月8日(金)

閲覧場所

農林水産課、市役所・各総合支所行政資料スペース、市ホームページ

*資料の写しを希望する場合は、実費を負担していただきます。郵送料・コピー代をご負担の上、農林水産課へ資料郵送の申込みも可能です。

意見の提出について

▽様式は任意とし、使用する言語は日本語とします。

▽郵便、FAXまたは電子メールによるものとします。

▽住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を記載してください。

*記載がない場合、提出意見として取り扱わないこともあります。

▽内容を確認することがありますので、電話番号を記載してください。

提出された意見について
市の意見を付して、公表する予定です。公表にあたっては、提出者の住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単に取りまとめる予定です（類似の意見は、まとめて公表することもあります）。

なお、賛成、反対のみの意見については、件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはしません。

お問い合わせ・意見の提出先

〒03718686 五所川原市字岩木町12番地

五所川原市経済部農林水産課 内線2521 FAX(33)3657

電子メール 1601pbc@city.goshogawara.lg.jp

**情報公開制度 個人情報保護制度
パブリックコメント制度**

平成27年度運用・実施状況

当市の情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況、パブリックコメント制度の実施状況をお知らせします。今後も公正で開かれた市政を推進するため、行政情報を広く公開し、提供します。

情報公開制度 すべての方が、市が保有する情報（公文書）の開示を請求することができるとの制度です。

▽請求件数……………23件
・開示……………6件
・部分開示……………8件

・不開示（不存在）…5件
・却下……………0件
・取下……………4件

個人情報保護制度 市が保有する個人情報について、開示、訂正および利用停止を請求できる制度です。

▽開示請求……………0件
*市職員採用試験に関する口頭による開示の請求が2件

▽訂正請求……………0件
▽利用停止請求……………0件

パブリックコメント制度

重要な施策の意思決定の段階で、施策の案を公表、公募した市民の意見を考慮し、意思決定を行う制度です（件数は下表を参照）。

問 総務課 内線2113

8 広報ごしよがわら 6月号

計画・施策名	意見等の提出	処理状況				
		文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他
五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)および五所川原市人口ビジョン(案)	4件	0件	0件	0件	0件	4件
五所川原市公共施設等総合管理計画(案)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
五所川原市過疎地域自立促進計画(案)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
第2次五所川原市子ども読書活動推進計画(案)	11件	0件	8件	0件	0件	3件
五所川原市汚水処理施設整備構想(案)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	15件	0件	8件	0件	0件	7件